

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令案 参照条文目次

(参照条文一覧)

○地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）（抄）	1
○地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号）（抄）	2
○エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）（抄）	7
○エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）（抄）	8

○地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）（抄）

（温室効果ガス算定排出量の報告）

第二十一条の二 事業活動（国又は地方公共団体の事務及び事業を含む。以下この条において同じ。）に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする者として政令で定めるもの（以下「特定排出者」という。）は、毎年度、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間に排出した温室効果ガス算定排出量に関し、主務省令で定める事項（当該特定排出者が政令で定める規模以上の事業所を設置している場合にあつては、当該事項及び当該規模以上の事業所ごとに主務省令で定める期間に排出した温室効果ガス算定排出量に関し、主務省令で定める事項）を当該特定排出者に係る事業を所管する大臣（以下「事業所管大臣」という。）に報告しなければならない。

2 定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業であつて、当該約款に、当該事業に加盟する者（以下この項において「加盟者」という。）が設置している事業所における温室効果ガスの排出に関する事項であつて主務省令で定めるものに係る定めがあるもの（以下この項において「連鎖化事業」という。）を行う者（以下この項において「連鎖化事業者」という。）については、その加盟者が設置している当該連鎖化事業に係るすべての事業所における事業活動を当該連鎖化事業者の事業活動とみなして、前項の規定を適用する。この場合において、同項中「事業所を設置している場合」とあるのは、「事業所を設置している場合（次項に規定する加盟者が同項に規定する連鎖化事業に係る事業所として設置している場合を含む。）」とする。

3 この章において「温室効果ガス算定排出量」とは、温室効果ガスである物質ごとに、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量として政令で定める方法により算定される当該物質の排出量に当該物質の地球温暖化係数を乗じて得た量をいう。

（磁気ディスクによる報告等）

第四十五条 事業所管大臣は、第二十一条の二第一項の規定による報告、第二十一条の三第一項の請求又は第二十一条の八第一項の規定による提供については、政令で定めるところにより、磁気ディスクにより行わせることができる。

2 事業所管大臣は、第二十一条の三第三項又は第四項の規定による通知については、政令で定めるところにより、磁気ディスクにより行うことができる。

3 主務大臣は、第二十一条の六第一項（第二十一条の八第六項において準用する場合を含む。）の請求又は第二十一条の七（第二十一条の八第六項において準用する場合を含む。）の規定による開示については、政令で定めるところにより、磁気ディスクにより行わせ、又は行うことができる。

(経過措置)

第四十六条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要なと判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

(主務大臣等)

- 第四十七条 この法律における主務大臣は、環境大臣、経済産業大臣及び事業所管大臣とする。
- 2 この法律における主務省令は、環境大臣、経済産業大臣及び事業所管大臣の発する命令とする。
 - 3 内閣総理大臣は、この法律による権限（金融庁の所掌に係るもの限り、政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。
 - 4 この法律による主務大臣の権限は、主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。
 - 5 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第三項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

○地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第四百十三号）（抄）
（温室効果ガスたるハイドロフルオロカーボン）

第一条 地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項第四号の政令で定めるハイドロフルオロカーボンは、次に掲げるとおりとする。

- 一 トリフルオロメタン（別名HFC―二三）
- 二 ジフルオロメタン（別名HFC―三二）
- 三 フルオロメタン（別名HFC―四一）
- 四 一・一・一・二・二―ペンタフルオロエタン（別名HFC―一二五）
- 五 一・一・一・二・二―テトラフルオロエタン（別名HFC―一三四）
- 六 一・一・一・二―テトラフルオロエタン（別名HFC―一三四a）
- 七 一・一・二―トリフルオロエタン（別名HFC―一四三）
- 八 一・一・一―トリフルオロエタン（別名HFC―一四三a）

- 九 一・一―ジフルオロエタン（別名HFC―一五二a）
- 十 一・一・一・二・三・三・三―ヘプタフルオロプロパン（別名HFC―二二七e a）
- 十一 一・一・一・三・三・三―ヘキサフルオロプロパン（別名HFC―二三六f a）
- 十二 一・一・二・二・三―ペンタフルオロプロパン（別名HFC―二四五c a）
- 十三 一・一・一・二・三・四・四・五・五―デカフルオロペンタン（別名HFC―四三一〇me e）

（温室効果ガスたるパーフルオロカーボン）

第二条 法第二条第三項第五号の政令で定めるパーフルオロカーボンは、次に掲げるとおりとする。

- 一 パーフルオロメタン（別名PFC―一四）
- 二 パーフルオロエタン（別名PFC―一六）
- 三 パーフルオロプロパン（別名PFC―二二八）
- 四 パーフルオロブタン（別名PFC―三二―一〇）
- 五 パーフルオロシクロブタン（別名PFC―c三二八）
- 六 パーフルオロペンタン（別名PFC―四一―一二）
- 七 パーフルオロヘキサン（別名PFC―五一―一四）

（地球温暖化係数）

第四条 法第二条第五項の政令で定める地球温暖化係数は、次の各号に掲げる温室効果ガスの区分に応じ、当該各号に定める係数とする。

- 一 二酸化炭素 一
- 二 メタン 二十一
- 三 一酸化二窒素 三百十
- 四 トリフルオロメタン 一万千七百
- 五 ジフルオロメタン 六百五十
- 六 フルオロメタン 百五十
- 七 一・一・一・二・二―ペンタフルオロエタン 二千八百

八	一・一・二・二	テトラフルオロエタン	千
九	一・一・一・二	テトラフルオロエタン	千三百
十	一・一・二	トリフルオロエタン	三百
十一	一・一・一	トリフルオロエタン	三千八百
十二	一・一	ジフルオロエタン	百四十
十三	一・一・一・二・三・三	ヘプタフルオロプロパン	二千九百
十四	一・一・一・三・三・三	ヘキサフルオロプロパン	六千三百
十五	一・一・二・二・三	ペンタフルオロプロパン	五百六十
十六	一・一・一・二・三・四・五・五	デカフルオロペンタン	千三百
十七		パーフルオロメタン	六千五百
十八		パーフルオロエタン	九千二百
十九		パーフルオロプロパン	七千
二十		パーフルオロブタン	七千
二十一		パーフルオロシクロブタン	八千七百
二十二		パーフルオロペンタン	七千五百
二十三		パーフルオロヘキサン	七千四百
二十四		六ふつ化硫黄	二万三千九百

(特定排出者)

第五条 法第二十一条の二第一項の政令で定める者（以下「特定排出者」という。）は、次に掲げる者（第六号から第十一号までに掲げる者にあつては、常時使用する従業員の数が二十一人以上である者に限る。）とする。

- 一 エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「省エネルギー法」という。）第七条第三項に規定する第一種特定事業者又は省エネルギー法第十七条第三項に規定する第二種特定事業者
- 二 省エネルギー法第五十四条第二項に規定する特定貨物輸送事業者
- 三 省エネルギー法第六十一条第二項に規定する特定荷主
- 四 省エネルギー法第六十八条第二項に規定する特定旅客輸送事業者

- 五 省エネルギー法第七十一条第三項に規定する特定航空輸送事業者
- 六 二酸化炭素（エネルギー（省エネルギー法第二条第一項に規定するエネルギーをいう。以下同じ。）の使用に伴って発生するものを除く。以下この号において同じ。）の排出を伴う事業活動（国又は地方公共団体の事務及び事業を含む。以下同じ。）として別表第七の中欄に掲げるものが行われる事業所であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される二酸化炭素の排出量に一を乗じて得た量が三千トン以上であるものを設置している者
- 七 メタンの排出を伴う事業活動として別表第八の中欄に掲げるものが行われる事業所であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定されるメタンの排出量に二十一を乗じて得た量が三千トン以上であるものを設置している者
- 八 一酸化二窒素の排出を伴う事業活動として別表第九の中欄に掲げるものが行われる事業所であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される一酸化二窒素の排出量に三百十を乗じて得た量が三千トン以上であるものを設置している者
- 九 第一条各号に掲げるハイドロフルオロカーボンの排出を伴う事業活動として別表第十の中欄に掲げるものが行われる事業所であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される当該ハイドロフルオロカーボンの排出量に前条第四号から第十六号までに掲げるハイドロフルオロカーボンの区分に応じそれぞれ同条第四号から第十六号までに定める係数を乗じて得た量の合計量が三千トン以上であるものを設置している者
- 十 第二条各号に掲げるパーフルオロカーボンの排出を伴う事業活動として別表第十一の中欄に掲げるものが行われる事業所であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される当該パーフルオロカーボンの排出量に前条第十七号から第二十三号までに掲げるパーフルオロカーボンの区分に応じそれぞれ同条第十七号から第二十三号までに定める係数を乗じて得た量の合計量が三千トン以上であるものを設置している者
- 十一 六ふつ化硫黄の排出を伴う事業活動として別表第十二の中欄に掲げるものが行われる事業所であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される六ふつ化硫黄の排出量に二万三千九百を乗じて得た量が三千トン以上であるものを設置している者

（特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定方法）

第六条 法第二十一条の二第二項の政令で定める方法は、次の各号に掲げる温室効果ガスである物質の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素 次に掲げる特定排出者の区分に応じ、それぞれ次に定める方法

イ 前条第一号に掲げる者 省エネルギー法第七条第二項に規定する第一種エネルギー管理指定工場又は省エネルギー法第十七条第二項に規定する第二種エネルギー管理指定工場ごとに算定した次に掲げる量を環境省令・経済産業省令で定めるところにより合算する方法

(1) 環境省令・経済産業省令で定める燃料ごとに、算定排出量算定期間（法第二十一条の二第一項に規定する主務省令で定める期間をいう。以下同じ。）において事業活動に伴いその本来の用途に従って使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、環境省令・経済産業省令で定める単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱量に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗ずる方法により算定される量

(2) 算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用された他人から供給された電気の量（キロワット時で表した量をいう。）に、当該電気の一キロワット時当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

(3) 環境省令・経済産業省令で定める熱ごとに、算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用された他人から供給された当該熱の量（ギガジュールで表した量をいう。）に、当該熱の区分に応じ当該熱の一ギガジュール当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗ずる方法により算定される量

ロ 前条第二号から第四号までに掲げる者 次に掲げる量を合算する方法

(1) 環境省令・経済産業省令で定める燃料ごとに、算定排出量算定期間において貨物又は旅客の輸送に伴いその本来の用途に従って使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、環境省令・経済産業省令で定める単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱量に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

(2) 算定排出量算定期間において貨物又は旅客の輸送に伴い使用された他人から供給された電気の量（キロワット時で表した量をいう。）に、当該電気の一キロワット時当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

ハ 前条第五号に掲げる者 環境省令・経済産業省令で定める燃料ごとに、算定排出量算定期間において貨物又は旅客の輸送に伴いその本来の用途に従って使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、環境省令・経済産業省令で定める単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算する方法

二 二酸化炭素（前号に掲げるものを除く。） 事業所において行われた別表第七の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法

三 メタン 事業所において行われた別表第八の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法

四 一酸化二窒素 事業所において行われた別表第九の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法

五 第一条各号に掲げるハイドロフルオロカーボン それぞれの物質ごとに、事業所において行われた別表第十の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法

六 第二条各号に掲げるパーフルオロカーボン それぞれの物質ごとに、事業所において行われた別表第十一の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法

七 六ふつ化硫黄 事業所において行われた別表第十二の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法

2 特定排出者は、その事業活動に伴う前項各号に掲げる物質の排出量を実測その他環境省令・経済産業省令で定める方法により算定することができるときは、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる方法に代えて、当該実測その他環境省令・経済産業省令で定める方法を用いて、法第二十一条の二第二項の温室効果ガス算定排出量を算定することができる。

○エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）（抄）
（登録調査機関の調査を受けた場合の特例）

第二十条 特定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その設置している工場等におけるエネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況（エネルギーの使用の効率及びエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項を含む。）並びにエネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の設置及び改廃の状況について、経済産業大臣の登録

を受けた者（以下「登録調査機関」という。）が行う調査（以下「確認調査」という。）を受けなければならない。ただし、第十六条第一項の規定による指示を受けた特定事業者は、当該指示を受けた日から三年を経過した後でなければ、当該確認調査を受けることができない。

2 (略)

3 登録調査機関は、前項の書面の交付をしたときは、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、その交付をした書面に係る確認調査の結果を主務大臣に報告しなければならない。

4・5 (略)

6 第一項から前項までの規定は、特定連鎖化事業者に準用する。この場合において、第一項中「その設置している工場等」とあるのは「その設置している工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等」と、「第十六条第一項」とあるのは「第十九条の二第一項において準用する第十六条第一項」と、第二項中「特定事業者が設置しているすべての工場等」とあるのは「特定連鎖化事業者が設置しているすべての工場等及び当該特定連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係るすべての工場等」と、第四項中「第十五条第一項及び第十六条」とあるのは「第十九条の二第一項において準用する第十五条第一項及び第十六条」と読み替えるものとする。

○エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）（抄）

（特定事業者の指定に係るエネルギーの使用量）

第二条 法第七条第一項のエネルギーの年度の使用量の合計量についての政令で定める数値は、次項により算定した数値で千五百キロリットルとする。

2 法第七条第二項の政令で定めるところにより算定するエネルギーの年度の使用量は、当該年度において使用した燃料の量並びに当該年度において他人から供給された熱及び電気の量をそれぞれ経済産業省令で定めるところにより原油の数量に換算した量を合算した量（以下「原油換算エネルギー使用量」という。）とする。